

鈴鹿市都市計画審議会傍聴要領

1 傍聴の方法

傍聴の方法は、以下のとおりとします。

- (1) 審議会が開催される会場に来場する方法（以下「一般傍聴」と言います。）
- (2) YouTube で審議会の様子を視聴する方法（以下「オンライン傍聴」と言います。）

2 傍聴の定員

一般傍聴者の定員は、原則 10 人以内とします。オンライン傍聴者の定員は、ありません。

3 傍聴手続

傍聴の手続きは、それぞれ以下のとおりとします。

(1) 一般傍聴の場合

- (a) 傍聴希望者の受付は、審議会開催予定時刻の 30 分前から 10 分前まで行います。
- (b) 傍聴希望者に整理券を交付し、傍聴定員を超えた場合は抽選により決定します。
- (c) 傍聴者は、「傍聴要領」を受け取り、職員の許可を受けたうえで、指示に従い会場に入室します。

(2) オンライン傍聴の場合

- (a) 審議会開催日の 2 日前（閉庁日を除く。）の正午までに、オンライン傍聴申込書を都市計画課に提出してください。
- (b) 審議会開催日前日（閉庁日を除く。）の 17 時 15 分までに、傍聴希望者に YouTube のオンライン配信の URL を送付します。
- (c) 傍聴者は、審議会の開催時間になったら視聴します。（インターネット環境や設備等の視聴に必要な環境はご自身で準備してください。）

4 傍聴席に入ることができない者（一般傍聴に限る。）

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴者の守るべき事項（一般傍聴に限る。ただし、(7) については、オンライン傍聴にも適用します。）

すべての傍聴人は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 傍聴者は、傍聴席に着席しなくてはなりません。
- (2) 途中入場は原則として認めません。
- (3) 各議案が終了後における退場は認めます。
- (4) 一切の発言はできません。
- (5) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法による公然とした可否の表明はできません。
- (6) 飲食又は喫煙はできません。
- (7) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (8) 鉢巻き、腕章の類をするなど示威的行為はできません。
- (9) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為はできません。
- (10) 前各号に定めるもののほか、すべて係員の指示に従うものとします。

6 傍聴者の退室（一般傍聴に限る。）

傍聴者は、議長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、議長から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

7 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。

附 則

この要領は、平成12年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。